

山梨労働局・働き方改革推進本部

(平成27年1月9日設置)
(平成27年10月13日改正)

(目的)

長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を実現するため、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図ることにより、働き方改革の実現に向けた取組のさらなる強化を図る。

(構成員)

- 本部長 山梨労働局長
- 副本部長 総務部長、労働基準部長、職業安定部長、雇用均等室長
- 本部員 職業安定課長、監督課長、その他本部長が指名した者

※事務局は監督課に設置。第1回目会議は1月13日、第2回会議は10月13日に開催。

<実施内容>

- ① 労働局長等による企業経営陣への働きかけ（仕事の進め方の見直しによる時短など）
- ② 地方自治体、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成（年次有給休暇の取得促進など）
- ③ 山梨県内企業における取組事例を山梨労働局ホームページや「働き方・休み方改善」ポータルサイト、働きやすい・働きがいのある職場づくりサイト、女性の活躍・両立支援総合サイト等に掲載する等の情報の発信

<協力要請・連携>

- ・ 山梨県
 - ・ 山梨県内市町村
 - ・ 事業主団体
 - ・ 労働団体
- 等

「地方創生」につなげる

- ・ 仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備
- ・ 地域の特性を生かした、魅力ある就業の機会の創出

企業の自主的な働き方の見直しを推進